

令和7年9月4日 開会
令和7年9月24日 閉会
(定例第4回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第113号

令和7年第4回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月18日

南部町長 陶山清孝

記

1. 期日 令和7年9月4日

2. 場所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

秋田佐紀子君	井原啓明君
塙田光雄君	加藤学君
莉尾芳之君	滝山克己君
米澤睦雄君	長東博信君
白川立真君	三鶴義文君
仲田司朗君	板井隆君
真壁容子君	景山浩君

○応招しなかった議員

なし

令和 7 年 第 4 回 (定例) 南 部 町 議 会 会 議 錄 (第 1 日)

令和 7 年 9 月 4 日 (木曜日)

議事日程 (第 1 号)

令和 7 年 9 月 4 日 午後 1 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議事日程の宣告
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告第 2 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 6 年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第 7 報告第 4 号 法人の経営状況について
- 日程第 8 議案第39号 統合保育所整備事業保育所新築工事 (建築・外構) に関する契約の締結について
- 日程第 9 議案第40号 統合保育所整備事業保育所新築工事 (機械設備) に関する契約の締結について
- 日程第10 議案第41号 統合保育所整備事業保育所新築工事 (電気設備) に関する契約の締結について
- 日程第11 議案第42号 令和 6 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第43号 令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第44号 令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第45号 令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第46号 令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第47号 令和 6 年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第48号 令和 6 年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第49号 令和 6 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第50号 令和 6 年度南部町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第51号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について

- 日程第21 議案第52号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第53号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第55号 令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第56号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 上程議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第2号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について
- 日程第6 報告第3号 令和6年度決算に基づく資金不足比率について
- 日程第7 報告第4号 法人の経営状況について
- 日程第8 議案第39号 統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する契約の締結について
- 日程第9 議案第40号 統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）に関する契約の締結について
- 日程第10 議案第41号 統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）に関する契約の締結について
- 日程第11 議案第42号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第43号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第44号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第45号 令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第46号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第47号 令和6年度南部町水道事業会計決算の認定について

- 日程第17 議案第48号 令和6年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第49号 令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第50号 令和6年度南部町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第51号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第52号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第53号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第55号 令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第56号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
-

出席議員（13名）

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 塔田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
7番 米澤 瞳雄君	8番 長束 博信君
9番 白川 立真君	10番 三鴨 義文君
12番 板井 隆君	13番 真壁 容子君
14番 景山 浩君	

欠席議員（1名）

11番 仲田 司朗君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	井塚智枝美君
		書記	高雄勇飛君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	宮 永 二 郎君
教育長	二 宮 伸 司君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	田 村 誠君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
未来を創る課長	松 原 誠君	デジタル推進課長	橋 田 和 美君
税務課長	三 輪 祐 子君	町民生活課長	渡 邊 悅 朗君
子育て支援課長	芝 田 卓 巳君	教育次長	岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長	河 上 英 仁君	人権・社会教育課長	畠 岡 宏 隆君
病院事務部長	吾 郷 あきこ君	健康対策課長	泉 潤 哉君
福祉政策課長	加 納 諭 史君	福祉事務所長	前 田 かおり君
建設課長	岩 田 政 幸君	産業課長	亀 尾 憲 司君
監査委員	坂 口 正 治君		

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和7年9月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度決算認定、令和7年度補正予算案、条例、その他重要な案件について御審議いただく予定となっております。

後ほど町長から提出議案の内容について説明がございますが、提出されております諸議案に対し慎重審議、活発で前向きな議論をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをまずはお願い申し上げる次第でございます。

さて、我々南部町議会では今年度から議員が町内の全集落をくまなく訪問して、町民皆様からの町政や議会に対する御意見を伺う住民の声をきく会を実施いたします。今月7日、御内谷集落を皮切りに実施してまいりますので、町民の皆様にはぜひとも御参加いただきますようお願いを申し上げます。

人口減少による農業の後継者不足問題をはじめ、人手不足による介護事業所のサービス縮小や廃止、金融機関や小売店舗等の閉鎖、バスやタクシーなどの公共交通の減便や廃止等々、数々の問題が現実のものとなってきております。こうした人口減少に由來した問題に対して、個別に対症療法的な対応策を取っていくだけでは、いずれ南部町は、そして私たちの暮らしは人口減少の大波にのみ込まれてしまいます。私たちは議会として今何をなすべきかという根本的な対応策を探っていかなければなりません。

議員各位におかれましては、町民皆様の負託に応えるべく、さらに精力的に御活動いただきますことをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 一言御挨拶をさせていただきます。

議員各位におかれましては、令和7年第4回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席をいただき開催できることに御礼を申し上げます。

さて、昨今、昨日、今日、この頃ですが、朝夕の気温が少し和らぎ、秋らしく感じられるようになってまいりました。町内でも稻刈りが始まり、いよいよ秋本番を迎えようとしています。とはいっても、日中は夏の猛暑が続く昨今でございます。この夏、炎天の猛暑の中、我が子同様の思いで管理された南部町特産の梨が市場に出始めました。農家の皆さんのお苦労は並大抵ではなかったと思います。私もお世話になった遠方の方にこの時期、梨を贈っていますが、今年は特にこんな甘い梨は初めてといったお便りを頂戴いたしました。

また、昨年からの米騒動で米価は近年にない高騰を見せております。米生産農家の皆さんも今年の水不足や高温障害などお苦労が多い中ですが、米価のアップによる生産意欲はこれまで以上に上がっていると感じておられます。来年以降も生産者、消費者にとって共に安心できる、そして安定した米価に通じる水田農業政策を求めていかなければならないと改めて感じておられます。

6月議会以降の火災を申し上げます。2件ございました。1件目は7月5日、11時53分、鶴田地区で草火災が発生しております。一時仮置きした枯れ草約100平方メートルが焼失いたしました。消防団からは小林団長以下16名が出動いたしております。2件目は8月4日、13時14分、福成、これ坂根集落でございますが、草火災が発生し、南部町消防団17人が出動いたしました。これから秋は空気が乾燥しますので、町民の皆様には火の取扱いには改めて十分注意をいただきますようお願いを申し上げます。

また、現在台風15号が日本に接近中ですが、台風や秋雨前線による集中豪雨に警戒する時期を迎えております。最新のハザードマップを御家族で御確認いただき、お住まいの地域と自宅が土砂災害や洪水のリスクがあるのかをまず御確認ください。危機が迫ってから避難場所を探していくは手後れになるおそれがあります。ふだんから避難場所として親戚や友人宅、地域で話し合った避難場所、指定避難所など、少なくとも2か所以上話し合って決めておき、とにもかくにも危険な場所から離れることで自分や家族の安全確保をお願いいたします。できればその際には隣近

所の皆さんもぜひ誘っていただきたいと思っております。南部町は防災監に加え、経験豊富な防災アドバイザーもありますので、集落や振興協議会などで防災訓練等にお声かけをいただきたいと思います。

次に、人口動態について御報告をいたします。6月1日から8月末までに出生された方は16人、お亡くなりになった方は30人でございました。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。8月末現在の人口は9,930人、高齢化率は39.58%、8月末現在の今年度の出生者は21人でございました。

本定例会におきましては、令和6年度各会計ごとの決算認定をはじめ、令和7年度一般会計補正予算、条例関係など18議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第4回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、長束博信君、9番、白川立真君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、21日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

鳥取県町村議会議長会令和7年度定期総会の報告をいたします。

去る7月11日、米子ワシントンホテルプラザにおいて、鳥取県町村議会議長会の令和7年度定期総会が開催されました。

会務報告に続いて、歳入歳出総額2,590万円の令和6年度歳入歳出決算の認定が提案され、全会一致で認定されました。

続いて、役員の選挙が行われ、新たな会長に日南町の山本議長を選出いたしました。その他の西部地区役員は理事に私、景山、監事に伯耆町の勝部議長が選出されております。

次に、日吉津村ほか2か町下水道協議会令和7年度総会について報告をいたします。

7月24日、日吉津村役場において、日吉津村ほか2か町下水道協議会の令和7年度総会が開催されております。下水道広域化・共同化検討会や先進地視察などの令和6年度事業報告及び収支決算、コンポスト化施設の活用検討や汚泥の集約化、共同化の調査研究等の令和7年度の事業計画及び収支予算案の4議案が提案され、いずれも全会一致で可決、認定されました。

次に、西部町村議会議員研修会及び自治功労者表彰式の報告をいたします。

8月18日、伯耆町の鬼の館において、西部町村議会議員研修会並びに自治功労者表彰式が開催されました。

最初に行われた表彰式では、町村議会議員として通算18年以上在籍者として日吉津村議会の松田悦郎氏が表彰をお受けになりました。

続いて行われた研修会では、まず、本年4月に設置された鳥取県男女協働未来創造本部の山本雅美本部長から「～誰もが働きやすく暮らしやすい社会を目指して～鳥取県男女協働未来創造本部の取り組み」と題して、設置目的や活動方針及び活動内容について御講演をいただきました。

続いて2部として、伯耆町で源流どぶろくを醸造販売しておられる上代代表の遠藤みさと氏、南部町でジェラートショップを営まれているパッチャリービー代表の益村千代氏、そして山本本部長のお三方による「若者・女性にも選ばれる、働きやすく暮らしやすい鳥取県とは」と題した

パネルセッションが開かれました。それぞれ創業のきっかけや地元の関わり方、事業を行っていく上での悩みや喜び等、生き生きとした口調でお話しいただき、大変興味深く、また地域づくりにおいて参考になるセッションがありました。

次に、鳥取県西部広域行政管理組合臨時会の報告をいたします。

8月22日、米子市役所淀江支所において、鳥取県西部広域行政管理組合の臨時会が開催されました。

当日は、退職者発生により生じた退職金関連の一般会計補正、会計年度任用職員の旅費規程の改定、消防組織法に規定する災害発生市町村に出動した職員への手当を追加する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、エコスラグセンター解体撤去工事を9億1,300万円で契約する工事請負契約の締結、そして災害対応特殊化学消防ポンプを8,646万円で、また、救助工作車を1億840万円で取得する財産の取得についての6議案が上程され、いずれも全会一致で可決されております。

最後に、日本海政経懇話会8月例会の報告をいたします。

8月25日、ANAクラウンプラザホテルにおいて、日本海政経懇話会8月例会が開催されました。

当日は、現代アメリカ政治が御専門の上智大学総合グローバル学部教授、前嶋和弘氏による「アメリカと世界、そして日本」と題したトランプ関税に関する講演がありました。

自由貿易を堅持してきたせいで自分たちは損をしているというアメリカ国民の不満がトランプ政権をつくったと言える。高い関税を課すアメリカはもはやニューノーマルであり、アメリカ国民はこの政策に好意的である。高関税になっても、国内生産性を向上させ価格を据え置いているためインフレも起こらず、国民に不満はないこと。相互関税はそもそもWTO違反で、移民追い出しも大昔の法律を引っ張り出してきており、法的根拠はない。法の下に政策化するものが大統領令であるが、トランプは議会の立法を経ずに大統領令を直接発令しており、議会の張りぼて化が進んでいる。未来永劫トランプ政権が続くわけではないので、日本はトランプ後を見据えた工夫と国際協調路線の継続が必要であるといった、時宜を得た大変興味深い講演内容ありました。

以上で議長からの諸般の報告は終わります。なお、詳細につきましては、会議資料等を議会事務局において閲覧に供しておりますので、御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

西部議長会正副議長・局長研修会について。

8番、長束博信君。

○副議長（長束 博信君） 8番、長束博信です。去る7月16日、日野町山村開発センター研修室にて開催された、西部町村議会正副議長・局長研修会に参加しましたので、報告いたします。

研修に先立ち、現地視察を午前に行いましたので、併せて報告します。

最初に、皆さん御存じの金持神社駐車場に集合し、国土経営、開運、国造りの神様をお祭りしているこの神社にお参りしました。なかなか由来のある神社のようで、鳥取県名木100選のサワラとチャンチンの2本の木がありました。このチャンチンは薬木で果実を目薬に使います。この木は県に1本しか確認されていないようあります。また、源平の時代の長谷部信連公の活躍、後醍醐天皇を奉じ、倒幕に参戦した金持景藤公などが語られています。

次に、滝山公園に行き、小泉八雲の幽霊滝は見ませんでしたけれども、山深いところであることから、滝山星空ナイトのイベントの説明がありました。そして、県のヘリポート場所がすぐ隣にあることも分かりました。

最後に、黒坂小学校の跡を改造した日野町リノベーションLabへ行き、この研究所の取組状況について説明を受けました。このラボでは、人口減少に正面から立ち向かい、町をよみがえらせる研究で誰でもできる小さなチャレンジから始めています。だんだんカフェ、だんだん食堂、おむすびカフェのイベントなど、様々な取組でにぎわいを取り戻そうと取り組まれていました。とりわけ青パパイヤの巻きずしで今、商品化と販路などを研究中とのことでした。

午後からの研修会では、事例研究、議会運営の諸課題についてということで進められました。事前に課題を受け、各町村に問い合わせて資料を作成したものの議論を行ったところあります。

日常の議員活動の中で疑問に感じていることの事例研究がありました。項目は、1、クールビズ期間中の議員章の取扱いについて。2、選挙管理委員会委員選挙の議長読み上げの委員の住所を読み上げる必要性の問題。3、委員会で不採択した陳情を委員長が委員長報告後に一議員として賛成討論を慎むことの申合せはないか。4、県議長会から主催者教育リーフレットの購入希望についての購入や活用方法について。5、議員個人の調査権はないが、もう少し自由に各課へ調査ができるような緩和できないか。6、本会議への欠席届が議長宛てに提出されたが、私的な理由の場合、議長としての対応について。7番、教育委員、農業委員、人権擁護委員の任命の同意について無記名投票を実施しているが、他の採決方法について。8、意見書の発議者が趣旨説明の後に行われる討論で改めて賛成討論を認めることについて（これは国会の衆議院は認めて、参議院では認めていない対応が分かれていることでの提起）がありました。9、議会会期中に議長、

副議長とともに議事進行ができないことが発生した場合に備えて、仮議長の選任を議長に諮った上であらかじめ仮議長を選任する運用についての9項目でしたが、あらかじめ各町村からの回答は事務局を通じて資料に明記されていましたが、改めてどのような対応がよいのか話し合いと議論を深めたところです。様々な対応についての話し合いの内容については割愛しますが、事例研究ですので規則に定められたもの以外の意見交換の場としては各町村の対応が分かり、よいところは取り入れていこうということですが偏らずよい研修会だったのではないかでしょうか。

その他として、自治功労者表彰式及び西部町村議会議員研修会について、西部広域行政管理組合議員新委員の選出について、後期高齢者医療広域連合議会議会運営委員の推薦についての提案がありました。委員の選出と推薦については、委員の任期が切れる関係のためありました。

以上、雑駁ですが、西部町村議会正副議長・局長研修会の報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、広報常任委員会令和7年度町村議会広報研修会の報告を受けます。

4番、加藤学君。

○広報常任委員会副委員長（加藤 学君） 4番、加藤学です。7月25日、鳥取県町村議会議長会主催の令和7年度鳥取県町村議会広報研修会が三朝町、渓泉閣で開催されました。

講師は、一般社団法人日本経営協会講師、中本正樹氏、講義の内容は、「議会広報クリニック～読んでもらえる議会だより～」と題して、前半は議会だより5つのポイント、やってはいけないデザインの10のポイントなどを中心に、議会だよりを編集していく上での基本的なポイントについて講義が行われました。主に鳥取県外の議会だよりをテキストとして行われました。

後半は鳥取県内の自治体で発行している議会だよりのクリニックが行われました。クリニックというのは、これは前半で講義を受けました議会だよりのポイントであったり、デザインのポイントであったり、これらを中心に議会だよりのどういった点がいいのか、どういった点が悪いのか、こういったことを講師の方から指摘していただくような内容です。今回の場合、南部町広報では、これは第82号、にこまるキッチンの表紙を使ったこの号を今回クリニックに提出しております。南部町議会だよりは文字が多いので、写真をもっと使うようにとか、それから空白をもっと使うようにとか、これだけ文字が多いと読んでもらえないという指摘を長らく受けておりまして、この号も文字が多いのですが、6月議会の号から大分きれいな形になったんですが、今回クリニックには間に合っておりません。

それと、今回、後半でクリニックを行う際に各委員会を全て2人から3人の班に分けて、それで各班で討議をするという形を取りました。南部町議会の場合、3人で構成されている班の中には1人が別の自治体の方と替わり、南部町議会2人に対して他の自治体から1人参加してもらう、

そういう班構成を全部つくった上でそれぞれクリニックに挑みました。よその自治体の方が入っているためにそれぞれ発言が大変活発に行われたというのが物すごく印象に残った研修となりました。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、東京で開催をされました町村議会広報研修会の報告を受けます。

広報常任委員会委員長、塙田光雄君。

○広報常任委員会委員長（塙田 光雄君） 3番、塙田光雄です。去る8月28日、東京都渋谷区のLINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）において、令和7年度町村議会広報研修会が開催され、4名の委員で参加しましたので、報告いたします。

インタビューライター、丘村奈央子氏、映像講師、渡川修一氏、福岡県大刀洗町議会広報委員長、平山賢治氏の3名の講師からそれぞれ「インタビュー記事を足して 読まれる広報紙にしよう」、「スマートフォンを活用した撮影技術・動画作成の基本 ～一人でもできる撮影ノウハウ、インタビュー撮影技術～」と、最後に「議会活性化と連動した広報紙づくり ～住民の政治参加をうながすツールに～」の題目で講演を受けました。

それぞれ内容にはテクニックや手法、実演を交えて詳しく講演していただきましたが、全てを通じて議会だよりは議会からの一方的な発信ではなく、住民の皆様と相互交流として活用、作成するべきだと言われていました。文字ばかり、また一般的には聞き慣れない行政用語など、見づらい、読みづらいものを作っていたのでは税金の無駄だと、住民の方々に参加していただき、御意見を聞き、住民目線での記事を、紙面を作ることが読まれる紙面につながり、より詳しい内容などは動画や写真などで伝え、誰もが関心を持てるものを作ることが大事だという講演でした。

以上で報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 続いて、南部箕蚊屋広域連合議会の報告を受けます。

5番、荊尾芳之君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（荊尾 芳之君） 5番、荊尾芳之です。南部箕蚊屋広域連合議会8月定例会の報告をいたします。

去る8月19日、令和7年第4回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、令和6年度一般会計決算、介護保険事業特別会計決算並びに令和7年度一般会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算が提案されました。

令和6年度一般会計決算は、歳入総額5億4,371万2,000円、歳出総額5億3,919万円で、歳入歳出差引額は452万2,000円でした。前年度と比較して、歳入は1,9

52万2,000円、3.5%の減、歳出は1,998万6,000円、3.6%の減でした。

減額の主な要因は、特別会計への繰入金、一般会計からの繰出金が減となっているためです。

介護保険事業特別会計決算は、歳入総額33億3,911万4,000円、歳出総額32億4,872万円で、歳入歳出差引き額は9,039万4,000円でした。前年度と比較して、歳入は7,095万7,000円、2.1%の減、歳出は3,872万8,000円、1.2%の増でした。保険給付費は29億4,643万3,000円と、前年度と比較して8,943万3,000円、3.1%の増となり、計画値に対しては98.6%の執行となりました。

令和7年度補正予算は、一般会計では、歳入歳出それぞれ2,963万1,000円増額し、歳入歳出総額は5億9,063万1,000円となりました。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ1億392万3,000円増額し、歳入歳出総額は32億592万3,000円となりました。

一般会計、特別会計とも令和6年度決算に基づく補正が主なものでした。

条例の一部改正、決算、補正予算は総務民生常任委員会に付託、審査された結果、本会議で認定、可決されました。

以上、南部箕蚊屋広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会の報告を受けます。

1番、秋田佐紀子君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（秋田佐紀子君） 1番、秋田佐紀子です。去る8月29日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

定例会に提出された議案は3議案で、令和6年度歳入歳出決算認定、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、令和7年度補正予算（第1号）であります。

初めに、令和6年度決算認定につきましては、歳入総額2億7,362万2,582円、歳出総額2億5,902万4,193円で、歳入歳出差引き額1,459万8,389円、実質収支額も同額の1,459万8,389円でした。

歳入のうち2億2,113万2,000円が両町の負担金であり、南部町が1億791万9,050円、伯耆町が1億1,321万2,950円でした。

可燃ごみ搬入量につきましては、両町合わせて年間で3,928トンであり、前年度に比べ211.16トンの減でした。収集量は136.16トンの減、直接搬入量は75トンの減となりました。町別搬入量も両町とも減っており、全体的に減少傾向になっていますが、減少の要因と

して、人口減少による自然減が一番の要因ではないかと考えられるということのほか、伯耆町のスーパー閉店や各事業所から出るごみの減少などによることや、コロナ禍以降の生活スタイルの変化や食生活の変化などもあり、住民1人当たりの出すごみの量も減っていることから、何か一つの要因ではないということでした。令和6年度は前年度から引き続き緊急修繕が多く見受けられ、年々、緊急補修や修繕が必要となる事案が多くなってきているようなので、設備の保守点検をしっかりとし、延命化を図ることでした。この令和6年度歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会の個人情報保護条例の一部改正についてです。こちらは各町議会で既に可決しているものになります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に基づき、引用する条文の改正及び法制執務上の字句の修正を行うものとなり、公布の日から施行することになります。こちらの条例一部改正も全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、令和7年度補正予算は、前年度繰越金を歳入で計上し、繰越金を2町にそれぞれ返還するための償還金、焼却灰の運搬処理に関する委託料が提案されました。補正額は歳入歳出それぞれ1,459万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を2億6,259万7,000円とするものがありました。この令和7年度補正予算については、全会一致で可決されました。

議案書は事務局に供しておりますので、閲覧のほど、よろしくお願ひをいたします。

以上、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会報告といたします。よろしくお願ひをいたします。

○議長（景山 浩君） 最後に、鳥取県町村議会女性議員研修会の報告を受けます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 真壁です。令和7年度鳥取県町村議会女性議員研修会に参加しましたので、報告いたします。今回は秋田佐紀子議員と2人で参加しました。

去る8月4日、三朝町、渓泉閣で開催されました。

今回の研修は、町村女性議員23名参加で行われました。研修は、午前、午後と2つの研修がありました。

午前の研修は、「未来に向かって発言・調査の質向上～今までの当たり前をスクラップ～」という演題で、茨城県取手市総務部情報管理課長、早稲田大学デモクラシー創造研究所招聘研究員である岩崎弘宜氏の講演でした。

この研修に先立ち、講師は参加者に事前アンケートを求めてきました。内容は主に一般質問についてでした。なぜこのようなアンケートなのは参加して分かったのですが、講師は持論とし

て、議員は一般質問を重視して力を入れているようだが、議決機関の構成員、表決権を行使する議員として調査を充実させ、議会として討議、執行部に提言をし、町政等の課題解決をという考え方を持っておられました。議案の審議の重要性を強調されたのです。議案を手にしてからどのような調査をしているのか、質疑が分からぬから聞くになっていないか、きちんと疑義をただしているか等、議員が議案に対して臨む姿勢を問われました。

また、議会における討論と討議についての説明もありました。討論とは調査を尽くし、表決の直前において賛成、反対の理由を表明し、自己と同じ考え方の議員の保持、または反対の考え方の議員を取り込むことであり、その議案がどうして可決、否決、また採択、不採択になったのかを住民に明確にすることであり、討議とは議題の結論を出すためにその結論の最適値を追求するため、議員や関係者がお互い意見を出し合って結論に近づけていく話し合いとのことでした。

講演の内容は、この討議を深め、議会として町政の課題等について政策立案することが議会の大きな役割ではないかとの指摘でした。南部町議会の課題でもあると認識したところです。

午後の研修は、「米子市の水質管理と水道管老朽化対策」と題して、米子市上下水道局より水道設計監理課長、長澤伸也氏、水質管理課長の山本剛氏の両名からのお話でした。なぜ米子市かなと思ったのですが、きっかけはこれまで法定水質検査を公益財団法人鳥取県保健事業団に委託していた西部の6町が令和5年から今年度にかけ、米子市上下水道局に業務委託したことから、水質管理業務について話を伺う、こういう背景があってのことでした。

法定の水質検査施設を有する県西部の水道事業体は米子市のみであったこともあります、この流れは総務省通知で県が作成した、いわゆる広域化計画の一環として位置づけられてきたものです。広域連携・共同化検討の中で施設統合やシステムの共同化など、事務局から提案されたが、直ちに効果がある取組には限りがあり、米子市上下水道局で各町に聞き取りを行った中で連携・共同化できる内容を精査し、水質検査業務の可能性を提案したことからの経過だと、こういう説明でした。

米子市はこの業務受入れに関し、総額約2億9,000万円のお金をつけ込んで、今年度からのランニングコストとして年間1,800万円から4,900万円を見込んでおることでした。それに対して各町からの受託費として年間約3,000万円を見込み、年約1,700万円の純利益が見込まれることでした。

今後、水質検査は近隣町村、島根県東部も視野に入れ、拡充したいとの展望を語っていました。また、広域連携業務については、今後有収率が低い町村の漏水調査業務の補助等を考えているとのことでした。広域化でのハード連携、システム連携については今後の課題とのことですが、広

域化計画は進んでいるとの認識を新たにしました。各町で今後の水道事業はどうあるべきかの議論が必要だと痛感して帰路に就きました。以上、報告をいたします。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 報告第2号 及び 日程第6 報告第3号

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。この際、日程第5、報告第2号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第6、報告第3号、令和6年度決算に基づく資金不足比率についてを一括して報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

町長より報告を受けます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。それでは、報告第2号について報告したいと思います。報告第2号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

それでは、次のページを御覧ください。令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。令和6年度決算について算定いたしましたところ、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っております。

実質赤字比率については、一般会計、それから墓苑事業特別会計を合算し、算出をしているものでございます。また、連結実質赤字比率は、病院事業会計や水道事業会計を含む本町の全ての会計を合算し、町全体としての赤字の有無を判断するものでございます。例年同様、令和6年度の決算においても、両指標について赤字額は算出されなかったということでございます。

次に、実質公債費比率、将来負担比率でございますけども、これは南部町の借入金の返済額の大きさ、町全体の負債の大きさを表す指標になっております。令和6年度は実質公債費比率8.8%、将来負担比率8.2%と、いずれも早期健全化基準の25%及び35%を下回っておるということでございます。

続いて、3号のほうの報告をさせていただきたいと思います。報告第3号、令和6年度決算に基づく資金不足比率についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基

づく資金不足比率を次のとおり報告いたします。

これも 2 ページ目を御覧ください。令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告書でございます。各特別会計の決算に基づき資金不足比率を算定した結果、全ての会計の中で資金不足は生じておりません。したがって、資金不足比率は算出されず、経営健全化基準の 20 % を下回っておるという状況でございます。

本日、このフォルダーの中に別添資料として 2 号、3 号で全体的な概要を記載している資料がございます。それも併せて御確認いただければと思います。以上、報告をいたします。

○議長（景山 浩君） これで報告第 2 号、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について及び報告第 3 号、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率についてを終わります。

日程第 7 報告第 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 7 、報告第 4 号、法人の経営状況についての報告を受けたいと思います。

西伯郡南部町土地開発公社、株式会社緑水園、一般財団法人南部町農村振興公社についてそれぞれ町長から報告を求めます。

未来を創る課長、松原誠君。

○未来を創る課長（松原 誠君） 未来を創る課長です。報告第 4 号、法人の経営状況についてです。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次の法人の経営状況を説明する資料を別添のとおり議会に提出いたします。

私のほうからは、令和 6 年度西伯郡南部町土地開発公社の経営状況を御報告いたします。こちらのほうは 5 月に開催いたしました理事会にて御承認をいただいてるものでございます。

報告書を御覧いただきまして、事業内容を要約して説明いたしたいと思います。ミトロキリサイクルセンターにおきましては、既に平成 25 年度末で残土の受入れは終了しています。受入れ実績は 47 万 1,729 立方メートルでございます。

令和 6 年度につきましても、土地の異動や大規模な工事がなかったことを御報告いたします。

それでは、第 50 期における決算状況について説明いたします。決算関係資料の 5 ページ、損益計算書を御覧ください。

まず、事業収益はございません。

附帯等事業原価が 22 万円で、事業総利益はマイナスの 22 万円です。

その下の販売費・一般管理費が8万455円で、営業利益はマイナス8万455円、それに営業外収益が4,149円、その他特別損益はございませんので、当期の純利益はマイナス29万6,306円となります。

次に、ページが飛びますが、12ページを御覧ください。こちらは剰余金計算書です。令和5年度末の繰越利益準備金が749万5,933円でございます。先ほどの当期純利益（損失）29万6,306円を差し引きますと、令和6年度末の繰越利益準備金は719万9,627円となります。

今後も公有地の拡大の推進に関する法律を遵守いたしまして、引き続き経費節減に努め、健全な財務運営を心がけます。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 産業課長、亀尾憲司君。

○産業課長（亀尾 憲司君） 産業課長でございます。それでは、産業課関係の法人の経営状況について報告をさせていただきます。

まず初めに、株式会社緑水園について報告をいたします。まず、事業報告でございます。1ページ、2ページ目が報告書となっております。令和6年度、第13期は宴会部門では新たなイベント企画の実施や社員研修、老人会等への多様なニーズの対応により、前年比で15.4%売上増となりました。

仕出し部門では、地元のいきいきサロンや地域振興協議会等への広がりや新しい取組として自宅での出張会席等により売上げの増となりました。

宿泊としては、南部町の町民サービス、誕生祝い体験の緑水園コースの設定及びインターネット予約による効果、ねんりんピックの開催、コテージ結婚式での利用があり、前年度比で売上げは20%増となりました。

最後に、食堂、喫茶、売店においては、定番のランチメニューのほか、新メニューの試み等を行い、売上増につながっております。今後も引き続き緑水園としての特徴を生かし、部門間のコミュニケーションを図りながら経営努力を行ってまいりますとございます。

次に、決算状況について説明をさせていただきます。まず、4ページ目の損益計算書を御覧ください。指定管理収入を含む令和6年度売上高合計は1億1,997万2,339円、売上原価は3,024万7,987円で、差引き、売上総利益は8,972万4,352円となっております。令和5年度の売上総利益は8,168万2,702円でございましたので、比較しまして約800万円の利益増となっております。

次に、販売費及び一般管理費は9,116万518円で、令和5年度と比較しまして約900

万円増加しております。

内訳につきましては、科目ごとの決算金額が5ページに示してございますので、御確認をください。

4ページに戻っていただきまして、これにより令和6年度の営業収益は143万6,166円の赤字となっております。

営業外収益は198万6,793円の決算となっていますが、そのうち雑収入として128万2,205円が計上されています。その内容としましては、町の補助金、町の委託料となっております。このほか、特別利益、法人税等租税公課費等により、令和6年度決算は48万8,755円の黒字決算に転じております。

3ページに戻っていただきまして、貸借対照表についてでございます。貸借対照表は株式会社緑水園の累積資産の状況となりますけれども、先ほどの令和6年度の決算状況を反映し、資産合計は3,010万2,114円となっております。

最後に、6ページの株主資本等変動計算書につきましては、令和6年度末の純資産合計は、期首残高1,029万8,963円に純利益48万8,755円を加えまして、1,078万7,718円となっております。

以上、株式会社緑水園の決算報告とさせていただきます。

続きまして、一般財団法人南部町農村振興公社について御報告させていただきます。1ページ目を御覧ください。まず、事業報告でございます。農作業の受託及び委託に関する事業としまして、農村振興公社、令和6年度の主な事業実績としまして、水稻、ソバ、堆肥散布に関する作業受委託となっております。

水稻の関係につきましては、作業受託面積の総計を前年度と比較しますと、令和6年度は1,868.6アールで、令和5年度が2,025.3アールございましたので、156.7アール減少いたしました。

次に、ソバの関係につきましては、農業法人から機械の借受けを継続し、作業受託面積は90.9アール、前年度507.4アールと比較しまして、416.5アールの減少となりました。主な減少の原因としましては、南部町に隣接している米子市内での受託面積が減少したことによるものでございます。

各種作業の作業面積等、農作業収入内訳の比較につきましては、6ページ、7ページにお示しをしておりますので、御確認をお願いいたします。

令和6年度の受託面積の総括としましては、全体の作業受託面積は年次的に減少しており、こ

の傾向は今後も続くものと考えております。水稻におきましては、町内の農業法人や営農組織等への農作業委託を変更されるなど、農村振興公社の実績減につながっているところでございます。

なお、令和6年度は、令和5年度末に国県の補助金を活用した堆肥散布機を初めて使用し、412.7アールの作業受託を受けました。今後は肥料低減の取組が町内に波及することを期待するものでございます。

最後に、収支決算についてでございますけれども、3ページの正味財産増減計算書を御覧ください。

経常収益は、基本財産運用益、事業収益、受け取り補助金等、雑収益を合計いたしまして、経常収益計は504万157円、前年度と比較しまして537万4,071円の減となりました。内訳としましては、農作業受委託収入は減少しておりますけれども、主に令和5年度、機械導入による国補助金及び県補助金の収入が減少したためでございます。

次に、経常費用でございます。事業費、管理費を合計しました経常費用計は696万4,170円、前年度比較で34万8,671円の減となりました。要因といたしましては、作業受託料の減少に伴う事業費用の減少でございます。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は192万4,013円の減となり、当期一般正味財産増減額となります。令和6年度も赤字決算を計上いたしたところでございます。これを受け、累積決算を示します一般正味財産の期末残高は、令和7年3月末で1,094万9,833円となります。これに指定正味財産を加えた期末残高2,094万9,833円が南部町農村振興公社の令和6年度決算となっております。

そのほか、参考として5ページに令和6年度収支決算の詳細、6ページ、7ページには作業受託の実施面積及び収入状況を年度比較でお示ししておりますので、後ほど御確認ください。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これで報告第4号、法人の経営状況についてを終わります。

日程第8 議案第39号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第39号、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、議案書のほうをお開きいただきまして、

議案書の1ページをお願いをいたします。議案第39号、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する契約の締結についてでございます。

統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）でございます。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、8億7,670万円。契約の相手方は、鳥取県米子市富益町69番地5、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）、松本組・フィディア特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社松本組、代表取締役、椋田隆博でございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はございませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案は、統合保育所の整備事業の保育所の新築工事のうち建築・外構で、今回落札金額が8億7,670万という説明でした。これは8月の25日に入札されて、この今議会に、初日に提案されたということなんですけども、この入札に至るまで町長は、これまでの説明では、保育園問題についてはこの場所での建設の問題とか運営について住民からいろいろ意見があって、これまで2回の説明会を行っており、住民からも署名が上がってきているという案件でもあります。その中で、町長はなるべく早く事業にかかりたいので、7月上旬にして8月にはもう工事にかかりたいと言ってたんですが、結果として全員協議会でもお聞きしてきたところ、7月28日に入札の準備ができて入札の説明をしたと、こういうふうに説明を受けたところで間違いないですよね。

お聞きいたしますのは、今回の総額10億円近くなってくる事業については、経費の大きさからも、場所の問題も、統合の在り方も、運営の面からも住民から様々な方面から疑義があった声なんです。進めようとしている町は、これは町政全般の運営にも関わるのでお聞きするんですけども、こういうとき今まで2回の説明会持ってきて、その中で様々な意見や質疑や注文が出た中で、やはり建設設計画についても意見があったと思うんですね。その中で、町長はこれまで住民の声をどのように聴いてきて、このように入札に向かったんでしょうか。その経過をちょっと教えていただけませんか。聞きたいのは、過去2回説明会を受けてきて、それを基にした府内での協議というのは行ったのかっていうことです。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。契約案件でございまして、本来、これまでの設計やそれに対するものについての御質問について、ここでお答えするものは適當なのかどうかは私もはかれませんが、議長のほうから御質問を受けておりますので、私の見解を申し上げたいと思います。

住民の皆様からの御意見、重要な問題だろうと思ってます。その多くは現在、この保育園にかける建設費といったものが将来の町の人口減少や多くの課題の中で適切なのかどうか、時期的な問題、さらには将来の負担、そういった現在生きている私たちが今それをすることが適切なのかどうかということだろうと思ってます。何人かの方にも私もお伺いしました。その多くの皆さんがあっしゃるのは、保育園も重要だけれども、これが今の私たちの暮らしに影響を与えるものじゃないかという御不安だというふうに解釈をしています。それを払拭するためにも私どもはいろいろな努力をしていかなくちゃいけないと思っています。多くの起債をかけますけれども、その多くが今回の2つの保育園を1つにするという効果、これは国のはうが進めてます公共施設の適正化法にのっとったもので、起債の償還に有利な償還方法を指摘されます。私たちは合併して20年、多くの公共施設がありますけども、なくす、修繕をする、または統合する、こういうこれからの中未来に向かってこの選択をしなくてはいけない時期に来てます。800人近くの皆さんの御意見を十分に尊重しながら、将来にわたって皆さんのがこの南部町の中で安心してくれることに対するマネジメントは重要な課題ですので、それをしっかりと受け止めながらやりたいと思っています。

設計書を検討したのかという御質問について最後にお答えしたいと思ってます。設計書の検討は、これは当然のこととして、最少経費で最大の効果を上げるのが私の使命です。職員はそのために存在していますので、しっかりと職員がチームを組んでいろいろの多角的な方面から検討し、今回の入札に当たったものでございます。契約について御承認いただきたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 先ほど発言、質疑を許可をいたしておりますが、やり取りを聞いておりますとやはり今回提案の範囲から少しずれたものとなっているようです。その点は御留意ください。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が聞いておりますのは、経過の中で、この入札をするに当たって、経過で当たって、説明会2回したことの分について会を開いたのかって聞いてるんですよ。中身の価値の問題とか聞いていません。聞いたらいけんって言ってますからね。そういうこと聞いてるんですよ。だからそれを答えてくれたらいいんです。せっかく町も準備してこの説明会を

2回行って、話を聞いてきました。それは設計に関する事もあるし、運営の事もあるし、場所の問題、多岐にわたっていました。そういうふうに2回の大切な説明会開いてきて、住民からの署名もらって、あなた方はこのことで協議をする会持ったのかって聞いてるんですよ、7月28日までに。それを聞いているんですよ。それだけですよ、聞いたんですかって聞いてるので。したんですか。あれ説明会、位置づけはどうなんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 説明会のお話とこの入札に至ったということが、どのような関連があるのか私はよく分からないです。これは当然のことながら場所の選定を議会で御承認いただき、予算としてその構造であったり、大まかな土地の造成について、そして建築の内容、機械の内容、そして電気の内容について御承認いただいていると思ってます。したがって、先ほど言ったように、住民の皆様に現在進んでいるこの統合計画が、説明がよくまだ分からない、どこにできるかさえも分からないといったお声があったので、その内容について御説明をしたところです。御不安だとか、それから御疑問があった点については十分に答えてきたつもりです。ホームページ上でもその議論、討論、御質問の内容が確認できると思いますので、ぜひ一度見ていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、この設計、今回の入札に当たっての設計、入札の準備に当たっては職員が再度、最少経費で最大の効果を得るための点検、チェックをして、今回の入札に及んだものでございます。契約について御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、契約の是非について問うておられますので、この議案については。そのことについてのみ御質疑をお願いします。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 契約の是非ですよ。この議案でこの契約を議会が認めるかどうかだから聞いているんですよ。大事なことですよ、仕事をするに当たって、様々なこの計画の中で工事にかかるに当たって、ですよね。入札に至るまでに2回説明会開いてきて、その中で町長も何点かについて検討したいってお答えしてきたわけですよね。私はこれ町政の運営の基本的なことやと思っているんですよ。いろんな計画進んでいる中で、質問が出たときに、その声を今回、契約に至るまで何回も課で協議したっていうんですよ、設計等について。そのときに住民の声を反映したのかって聞いたんですけども、それがなかなか出てこん、聞こえてこんわけですよ。その姿勢どうなのかなって聞いてるんですよ。時間をかけて説明会したのがこのことと結びつかないっていうおかしいじゃないですか。多大なお金使っていく中で経費節減したらどうかという声

もあったわけですよね。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、そのことをどんなふうに協議なされてきたのかって、してなかったということですか。それを聞いてるんですよ。関係ないっていうのはおかしいでしょう。筋通りませんよ、そっちこそ。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。先ほど町長の答弁はありましたけども、実務的にはこの統合保育所建築工事に関しては定期的または隨時で、副町長以下、関係課長が集って打合せ等を実施しております。その上で議員に御質問をいただいた住民説明会等で出た意見等につきましては、当然我々も共有をしながらその積算等にできるところは反映をしてるというところです。ただ、できるところはといいましても、この間までの住民説明会で出た意見の中では、例えば園舎で予定をされてる図面を見ると、ここにジャングルジムがあって視覚的にこれが見えにくいんではないかとか、そういうような質問もございました。それは、園の一部の備品とかそういうことではありますけども、そういう中でじゃあこれについては、現状の設計はこれから動く中での、実際明らかにしていく中で検討するということで取り組んでおりますので、これまでの経緯についてまとめた上で積算に反映をして発注を入札にかけ、受注者が決まったというところでござりますので、御理解をいただきますようにお願いをいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の工事の契約について反対をいたします。

反対の大きな理由は、町の10億近く超えてくる大きな事業に対してこれまで2回の説明会があって、住民からもかつてない署名を集めて、見直してほしいという声が起ってきました。それをどのように受け止めてどう返していくのかっていうのは、これはもう町の姿勢として基本的なことではないかというふうに思うんです。もし時間がないのであれば、その7月28日までに2か月近くあったのではないですか。その中で検討した結果、どこまで検討できたんだけれども、やはり譲れないところはあるとか、そういう話を住民に返していくというのが町の本来の姿勢で

はないかと思うんですよ。それを先ほど町長がおっしゃったみたいに説明会とこの入札とは関係がないっていうのは、それはあまりにも短絡的で住民の声を聴いていない姿勢だというふうに言わざるを得んと思うのですよ。それでは住民の理解が得られないのではないかというように思います。とりわけ保育園というのは必要な施設であって、多くの住民たちが歓迎すべき施設なんですよ。その施設について将来の人口減の問題や町の財政的な問題、説明が不十分なところからいろいろな、様々な声が上がったわけですよね。それに対して真摯に応えていくということがなければ住民の理解も得られないし、住民と一緒に町をつくっていくこともできないのではないかというふうに考えます。非常にそういう点では、私は、町の住民の説明会をせっかく開いたのに、そこでの意見を十分酌み尽くして、できることとできないこと明らかにしながら住民に返していくことをしなかった、そういう姿勢を厳しく批判しておきたいと思います。

それで、財政についていえば、できるだけ経費節減したいと何回も説明会でも町長はお答えになっていたんですよ。だとすれば、今回の契約に至るまでどのような努力をされて、規模縮小を図ってきたのかということも実際行ったのかどうか、考え方とそのことも住民に示すべきだったのではないかということを厳しく指摘して、今回の議案に反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。私は、この議案第39号に対して賛成の立場で討論をいたします。

これまで統合保育所の建設については議会でも様々な議論を重ねてまいりました。そして、今議会において統合保育所新築工事、この議案については建設・外構になるわけなんですけれど、議案が提出をされたということになります。入札の結果を見ますと、設計額が9億563万円で、落札金額が8億7,670万円で、落札率は96.8%ということで説明を受け、妥当な落札金額だなというふうに個人的には思いました。

先ほど町長も言われました最少の経費で最大の効果を出すため、執行部、そして職員の努力があったというふうに敬意を表したいというふうに思います。これは長年の懸案であった園児を持つ保護者の皆様、そしてこれから子供を育てていこうとする皆様、さらに町民皆様の待ちに待った新保育所であると思っています。この全ての皆さんに大きな期待を持っておられるというふうにも思っています。町の宝である子供たちの未来に大きく貢献をしようとするこの新保育所に私も町のさらなる発展することを祈念し、賛成の討論をいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号、統合保育所整備事業保育所新築工事（建築・外構）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第40号、統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。それでは、続いて2ページ目をお願いをいたします。2ページ目は、議案第40号、統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）に関する契約の締結についてでございます。

統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、1億6,500万円。契約の相手方は、鳥取県米子市富益町63番地8、統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）、曾我工業・シンセイ特定建設工事共同企業体、代表者、曾我工業株式会社、代表取締役社長、林善博でございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の分は保育所の新築工事の機械設備のところですよね。

お聞きします。全体的な……（発言する者あり）いや……（「機械」と呼ぶ者あり）全協では電気が先についてるんですけども、機械設備の今回1億6,500万ですよね。（「機械です」と呼ぶ者あり）確認です、機械ですよね。議案が機械なんですよ。その議案の機械設備のところです。保育園の問題については、基本なことはいっぱいあるんですけども、ここでお聞きしたいのは2つあります。

私は今、全員協議会の資料を見ているんですね。出された資料見ていましたら、JVを組んでやる中で指名業者及び参加JVで今回の機械設備が、指名業者が10社に対して2社で取り組んでほしいというJVが3団体できたっていうことなんですね。これは指名業者、指名されてもJVが3しかできなかったっていうことだと思うんですけども、この指名業者がJVを組めなかった理由っていうのはどういうことが多いわけですか。それとも、お互いがなかなか協議できなかったからここで終わってしまったということなんでしょうか。その辺を教えてほしいというのが一つと、もう一つは、これは町長に聞きするんですけれども、町長はよく地域内循環って言ってますよね、地域でお金がしっかりと回るようにと。そういう意味でいえば、一番投資しているの多いのは、町、自治体なんですね、総額80億のお金を使っているから。それをどうして地域内に回していくかという点になら、工事発注の点でもなかなか業者が小さくって大きな事業取り組めなくってもその間、地域で回れるように商工会と協議して、何らかの協定を結んで地域にお金が落ちる手段を考えるとか、特にこういうふうに大きな金額のときにはするべきじゃないかと思うんですけども、それについて今回は検討しなかったというふうに聞いてるんですね、全協では。この考えについてどういうふうに町長は対応してきたのですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 少しジョイントベンチャーで今回やったものと小規模事業の話がよく私も分かってないんですけども、小規模事業は非常に重要な案件だと思ってます。100万円未満の事業について、それを町内で、随意契約で進めていくというのは、これは重要なことだと思います。しかし、小規模事業という問題と今回の大規模事業というのはやはり違いますので……。

○議長（景山 浩君） 町長、すみません、ちょっと休憩を挟みます。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 失礼しました。働きかけは基本的にはいたしません。これは機械の参入ということはいたしますけれども、行政が下請にこの業者を入れてくれとかということはこれまでも、過去からも非常にいろいろな問題を生んでいます。私も基本的には真壁議員がおっしゃったように町内の企業に町内の仕事をやってもらいたい、そういう思いはあってます。ただし、このジョイントベンチャーにしたのは、技術的に非常に難しい点もあるということ、さらには多く

の参入企業によって競争性を担保するということ、そういうことがあるわけとして、その延長線上に表舞台の中で下請を行政が求めるといったことは、これは適当ではないと私は思っています。しかし、あくまで、もう一度言います。全体で町内の企業の皆さんに公共の仕事を受けていただきたいというこの願いは私も同様に持っております。

○議長（景山 浩君） もう一つあります。

建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。JVの参加業者が指名10社のうち3社であったというところにつきましては、JVの構成についても自主結成ということでこの10社の中の企業でお話しをいただく中で決定しておりますので、町のほうとしてはこの3JVというところにちょっとなかなか踏み込めないところがありますので、このような結果であったということでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） JVの組み方については理解しました。

あと町長に、町長、最後におっしゃったように、町長も公共の仕事を地元の方に引き受けてほしいという気持ちいっぱい持っていると、そうですよね。例えば冬の除雪なんかは業者にお願いするやないですか。地元にはいろんな無理難題も言っておりながら、大きな仕事となったらおっしゃるように、規模が違ってたらそういう受け手、受皿のない小さな業者の集まりなんですね。その小さな集まりしかない南部町が10億を超すような大きな事業するときにJVを組んで、そのときにどんなふうに地元の業者を公共事業に参加させていく仕組みができるのかっていうことをやっぱり考えるべきではないでしょうかと私は思うんですよ。それこそ町長の一番真骨頂やないですか。今まで住民がこんなにたくさんのお金、こんなたくさん使って、もっと節減しろ節減しろと言われる中で、それであったらその分をなるべく……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑です。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、そうですね、質疑。それを言っているんですよ。そういうことが、それに下請は関与できないと言いますけども、実際始まつたら二次、三次下請っていうのざらやないですか。それをやめさせるということですか。そういうふうにちゃんとしますか。賃金もちゃんと守らせるとか、そういうこともできるはずなんですね。言っておく一方で、そうすれば下請に対するきっちとした報告を受けることと、賃金のどれだけ払ってるかということは当然聞いてて、議会でも求めたらそれが返ってくるという仕組みはできているということで理解してよろしいわけですね。

それと、町長がおっしゃる何らかの形で公共事業が地域の小さな業者に還元できているような工夫というのは今からでも遅くはないが、できないわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。なかなか想定以上の御質問で、少しここから話していいのか分かりませんけど、まずジョイントベンチャーをするに当たって、県の規格でやってますA級、B級、C級というその格付、そして企業が持っています点数等を基準にしながらできるだけ幅広く、企業という具合には思いますけれども、しかし、ルールを無視するわけになりませんので、基本的に県のルールに従っております。そして、その上でジョイントベンチャーを組んで受けたところに町内の企業がいなかった、できればじゃあその下請にうちの町の企業を入れてもらえないかと、これはやはり町長として思いはあっても、そういうことを請負者に強要するというのは、これはいかがなものかという、私はそうは思っています。したがって、これは商売をなさってる方々同士で十分に話し合ったり、そして交渉したりしながら決めていただく範疇であって、幾ら公共事業とはいえ、そこに発注者としての権力を向けるというのはやはり極めて違法性の高いことにつながると思いますので、気持ちはよく分かりますけれども、これは控えたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の保育所の新築工事の機械設備の契約に反対します。

反対の一番大きな理由は、保育園の建設計画で住民から多大な疑問等出ている中での、やっぱり丁寧に返していくことができていないということ、住民の声を聴くという町の在り方ではないのではないかという大きな疑問を持っているというのが1点です。

2つ目には、やはり経費の節減を考えた場合には住民の声を聴きながら、町の財政計画も考えてやはり見直しをすべきだったのではないかっていうのが2点目です。

3点目に、先ほど私が公共事業、地元の業者についていう点は、ルール破りをしろとか、今言っているA、B、C級を無視してやれとか、そんなこと言ってるわけではありません。大変だと思いますが、地方の自治体では努力して発注するときにその制限をかけているとこもあるわけですよ

ね。ここについては、この分についてはなるほど、難しい部分については地元に発注できる分野があるのではないかというところでやってるということもあるわけですよ。町長、町のお金を使っていくわけですよ。そのお金の使い方を、使う側からしても、それを受け取る側からしても、住民への還元というところはやっぱり一番に考えるというのは町長の姿勢のはずですから、やはりそういうところを努力すべきだということも指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、三鶴義文君。

○議員（10番 三鶴 義文君） 10番、三鶴でございます。私は、この議案については賛成の立場で討論したいと思います。

先ほどの外構の契約の話の中でも、可決された中でも賛成討論された方がおっしゃられたように、この関係につきましても賛成する立場としては同じです。町民の皆さん本当に待ち望んでおられることっていうのは、新しい安全で安心な保育園を早く建ててほしいというのが大多数の町民の声だと思っています。相当の期間をかけてここまで練り上げてきた計画やしてきたものがやっとここまで現実に近づいて入札ができる、いよいよ現地の工事が始まっているという段階ですので、皆さんももう一日も早くという気持ちでいっぱいだと思います。

洪水とか水没する危険性のあるようなところ、いつまでも老朽化した施設を一部一部直して継続していくことよりこういった総合的な計画で、大きな金額ではありますけれども、安全と安心のために保育園を統合して建てようという決断をしてここまできておりますから、ぜひこれは契約も賛成をして工事を進めていただきたいと思っております。

以上の気持ちを発表させていただきまして、契約については賛成したいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号、統合保育所整備事業保育所新築工事（機械設備）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第41号、統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。続いて、議案書の3ページをお願いをいたします。議案第41号、統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）に関する契約の締結についてでございます。

統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、1億2,485万円。契約の相手方は、鳥取県米子市旗ヶ崎7丁目13番12号、統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）、栄和電気工事・寿電気特定建設工事共同企業体、代表者、栄和電気工事有限会社、代表取締役、金山勝でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 質疑を行います。提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認の質疑です。これらの新築工事に係る入札で業者が決まりました。そのときに全員協議会では、例えばこのJVの業者が下請等を使った場合、下請業者の業者名とか業者の発注条件等については、町が把握することができるというふうにおっしゃったのでその確認と、そのことを議会が求めたらいつでも説明ができるという体制であるということを確認してよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。その質問に関しまして、下請の報告というのが工事の契約時点の書類の提出の中にございますので、そこに関しましては今回の工事に関連する協力会社の全ての業者名のほうは役場で把握ができますので、そこはきちんと管理させていただいて安全な工事に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 業者名は確認できるし、それは報告として後から分かるということになるわけですか。例えば下請業者が雇用するときの条件等については、把握することができるというふうに考えてよろしいでしょうか。以前に西伯病院が総額幾らでしたっけ、55億。建てたときに、総額かかったときにこの四次下請までやってて、そこからいろんな課題が出てき

て議会で協議したことがあったんです。そのときにどれぐらいの賃金を払っていくのかということが問題になったことあったんですけども、それは把握することができるというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。実務的には二次、三次下請までが一般的だというふうに考えております。三次下請までは一般的に受けますし、もし四次下請というような話が出れば、そこは協議書の中できちんとさらに深掘りしていきたいと思っております。その三次下請のほうが幾らの賃金でやっておられるかというところにつきましては、元請さん、二次さんと三次さんの契約状況についても確認はしておきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 原案に反対の意見です。どうしても中身が保育園問題になってきます。

先ほど賛成討論者の中で、多くの住民は安全で安心な保育園を望んでいる。これは今、異論を上げている今の場所じゃないほうがいいとか大き過ぎると言っている人も含めて、全ての町民は安全で安心な保育園を望んでいるわけです。（発言する者あり）そういうところには何の異論もない。どうして安全で安心で、みんなが願っている保育園を建てるのにこのようにいろんな意見が出てくるかというところをやはり一番考えないといけないのではないかというふうに思うんですよ。十分に練り上げられたとおっしゃいますが、住民から見れば住民の声よそにして出している政策、今回の取組だと言わざるを得ないと思うんですよ。

それで、やはり一番大事なのは、私は特に町長にお願いしたいのは、町というのは右から左まで、上から下までって様々な意見があって、いろんな方々がこの地域に住むということで町をつくっているわけですよ。その中で、町政に対して賛成の意見もあるけれども、賛成じゃない意見も出てくる、この意見をどう聞くかということですね。以前に智頭町の町長でしたっけ、あの方は批判の声にまちづくりのヒントがあるっていう言葉を雑誌に載せておられました。私は、そういう意味では、いろんな批判の声、上がってくる中で、それに、解決に向かっていく方法こそ

がいろんな意見のある中でのまちづくりの基本になってくるのではないかと思うんです。そういう意味でいえば、今回のこの保育園の建設計画の進め方は、もう先に結論ありきで、住民の言ってる声を、そういう意味では偏見を持って聞いているのかなと思うぐらい話を聞かれない姿勢というのは、私はおおよそ住民から見て納得いかない姿勢だというふうに考えざるを得ません。

そして、今までのこの工事全体についても、十分な説明したということも私は言い切れんのではないかというように考えています。そういう意味で非常に残念だというふうに言うしかありません。そういう意味ではやはり建設計画を見直して、時間は少しかかってでも住民納得いく在り方を求めるべきなのではないかという点を指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、白川立真君。

○議員（9番 白川 立真君） 電気設備のところです。私が米工の電気科だから言うわけではないですが、この今回上がっております栄和電気さん、寿電気さん、ともに老舗でございます。老舗といいますのはここだけではないんですけども、この長い操業期間の中で膨大な正と負の経験をお持ちです。負の経験というのは失敗例のことですが、そういったものを積み重ねてこれまで、安心していい企業だというふうに思っております。

そして、今回の入札ですけども、限られた期間で、そして限られた予算の中で来年の秋には子供たちが入園できるようにしていただきたい。本来は、元を戻せば今年の令和7年の春から保育園はできるというはずでしたけども、それがずるずるずるずる延びてしまって、いよいよ来年の秋ということに決まっております。これはもう延ばすことができません。しっかりとこの業者、入札した業者に付託してやっていってほしいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号、統合保育所整備事業保育所新築工事（電気設備）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を挟みます。再開はデジタルの時計で15時ちょうどといたします。

午後2時42分休憩

午後3時09分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

建設課長より発言の語句の訂正の申出がありますので、許可をしたいと思います。

建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。先ほどの真壁議員からの御質問の中にありました質問に対して回答したことについて、一部訂正をさせていただきたいと思います。

御質問の中に、下請業者の従業員さんの賃金にまで役場は確認することができるのかという御質問に対して、できますというような回答をしてしまったのですけども、実態のところでは実はそこまできちんと把握することができません。そのことについて訂正したいと思います。

なお、その賃金につきましては、法律のほうで確認できるところまではきちんと確認させていただいて、安全な工事のほうには進めていきたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願ひします。

なお、答弁につきまして軽はずみなこと、不確かな回答にならんように慎重に研究した答えのほうで答えるべきだと思いますので、よろしくお願ひいたします。失礼いたします。

日程第11 議案第42号 から 日程第25 議案第56号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第11、議案第42号、令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、議案第56号、令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第42号から日程第25、議案第56号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私からは、議案第42号の説明をいたします。

議案第42号、令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、私のほうからは、歳入歳出の決算書と、それから決算資料を使いながら説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

まず、歳入歳出決算書でございます。議案第42号って書いてある決算フォルダーの中の資料でございます。ここ、ポイントで一番最後のページと一番頭のほうをしゃべらせてもらいます。まず、歳入歳出決算書、準備はよろしいでしょうか。この最終ページ、56ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。この調書の中で、歳入総額は83億7,408万7,733円。次の2です。歳出総額が81億5,475万8,334円で、歳入歳出差引き額が2億1,932万9,399円となります。翌年度へ繰り越すべき財源、これが4,042万2,808円を差し引きました実質収支額は、1億7,890万6,591円という具合になっています。

次に、歳入の状況の不納欠損額と収入未済額について説明をしたいという具合に思います。これ、この資料の一番最初にお戻りください。1ページです。表紙から次の1ページです。令和6年度の一般会計歳入歳出決算書というものの歳入のページでございます。まず、不納欠損額です。1ページの一番上のとこ、町税で150万1,945円でございます。収入未済が町税で2,210万9,760円。

次に、2ページ目、お願いします。2ページ目で分担金及び負担金の欄でございます。ここが249万2,962円。これは内容が保育料、放課後児童健全育成事業負担金、それから給食費などでございます。

次に、次の欄、使用料及び手数料でございます。これが256万2,413円、これが住宅使用料になります。

次に、少し欄が下がります。20番の諸収入の一番下の欄でございます。これが8,564万4,838円。内容としては、住宅新築資金貸付金元利収入の滞納分等でございます。

合計が、3ページ目をお願いいたします。収入未済額の合計でございますけども、1億1,280万9,973円でございました。

ここまで歳入歳出決算書で説明をさせていただいて、次からは資料を替えます。決算資料の町のマークがついている、番号でいうとこの同じフォルダーの中の22番で、令和6年度決算資料を町のマークのついてる表紙のもので説明させてもらいますので、準備よろしくお願ひします。

それでは、まず、2ページです。2、一般会計歳入の状況というところをちょっと説明させてください。

まず、一番上の町税についてです。町税については、5,445万5,000円減の9億9,634万8,000円となりました。主な要因は、定額減税の実施による個人住民税の減、それから固定資産税において前年度に過年度分の修正申告が行われまして、臨時的な増収があったこ

とによる反動によっての減というものですございます。

下に下りまして、財産収入です。財産収入の欄、6,647万7,000円の増で、1億1,248万8,000円になりました。これは町有地の売却によるもので、ミヨシ産業に売却したものでございます。

それから、寄附金です。4,237万8,000円増の1億5,035万7,000円となりました。がんばれふるさと寄付金の増加によるものでございます。

繰入金です。4,552万8,000円減の2億5,329万9,000円でございます。これが公共施設整備基金を前年度、ケーブルテレビの機器更新、それから議場のマイク更新に繰り入れたことによる減でございます。

その下の繰越金です。繰越金が7,044万1,000円減の2億2,486万5,000円となります。令和5年度決算における実質の収支額というものです。

諸収入です。諸収入が1,885万7,000円増の1億2,610万3,000円。これが、新型コロナワクチン接種助成金が国庫補助から一般社団法人からの受入れとなったことによるものでございます。

次に、項目、自主財源から下の依存財源、説明させてください。地方交付税です。1億5,907万3,000円増の39億6,380万4,000円。今回のこの普通交付税については、国税における税収増に伴いまして、臨時的な経済対策として追加交付が行われたことにより1億5,144万2,000円の増ということになりました。特別交付税は除雪経費等の増加によりまして763万1,000円の増となっています。

次に、国庫支出金の欄、御覧ください。少し下に下がります。国庫支出金が3,165万円増の9億4,792万3,000円。この内容は、基幹システムの標準化や戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴うデジタル基盤改革支援補助金等の増によるものでございます。それから、児童手当の制度改革による児童手当国庫負担金も増ということになっています。

その下の県支出金です。7,906万4,000円増の7億1,105万5,000円。これはフルーツロード関連事業に対する補助金が増となったことによるものです。

その一番下の町債です。町債が2億2,100万円減の3億4,920万円。前年度の光ファイバ整備事業債3億4,310万円の減によるものでございます。

次に、3ページの今度、歳出の状況に入ります。目的別です。増減の主なものを説明させてください。

総務費からです。総務費が2億4,718万2,000円減の17億6,043万2,000

円。特徴的な事業としては、定額減税の補足の給付、それから衆議院議員の選挙費、町制施行20周年の記念事業などでございます。減の要因のところは、前年度の光ファイバーやケーブルテレビの更新、議場マイクの減ということでございます。

民生費です。民生費が2億736万8,000円増の27億2,893万5,000円。特徴的な事業としては、健康管理センターのエアコンの更新事業であったり、統合保育所整備事業の測量、用地購入によるものでございます。増の要因としては、先ほどしゃべった事業のほか、児童手当の制度改正、自立支援介護給付事業の増などによるものでございます。

衛生費です。衛生費は、1,822万6,000円減の9億8,837万1,000円です。これ減の要因としては、上水道事業費における補助金の減、それから下水道事業の法適化による浄化槽整備事業特別会計繰出金の減ということでございます。

その下の農林水産業費です。1,945万4,000円減の5億6,576万3,000円です。主な事業としては、イネカメムシ緊急防除支援事業、それからフルーツロード関連事業というものがございました。先ほど減と言いましたけど、減の要因としては下水道事業の法適化による農業集落排水事業特別会計繰出金の減というものでございます。

次に、商工費です。商工費が6,442万6,000円減の7,793万4,000円です。減の要因ですけども、地域活性化ポイント導入事業における前年度導入委託料が減ったというものでございます。

次、土木費です。1億8,757万2,000円増の5億8,066万9,000円です。増の要因でございますが、下水道事業の法適化による補助金の増でございます。

消防費です。1,375万3,000円減の3,569万6,000円。減の要因としては、前年度に行った防火水槽新設事業が減ったというものでございます。

次に、教育費に行きます。教育費が4,309万円増の6億8,183万9,000円でございます。特徴的な事業としては、学校トイレの洋式化、それから学校防犯対策強化事業でございます。増の要因としては、先ほど述べた事業のほか、小学校管理費におけるデジタル教科書の購入であったり、それから少人数学級対応事業における寄附金の増、各種事業において会計年度任用職員さん的人件費の増というものでございます。

次、4ページ行かせてください。4ページ、歳出の状況で性質別によるものでございます。

まず、義務的経費。人件費が1億5,761万7,000円増の15億2,498万3,000円となりました。これが中段で、普通建設事業のところであります事業費支弁人件費を加えますと、一番下の再掲のところに載っておりますとおり1億4,211万円増で、15億5,23

4万8,000円という具合になります。これ人事院勧告、それから会計年度任用職員さんの処遇改善の影響で令和6年度はそういった形となりました。

投資的な経費、行きます。投資的経費は、普通建設事業として2億6,454万7,000円減の7億5,823万6,000円。これは光ファイバーの引込み工事が減となったものによるものです。

次に、災害復旧事業、行かせてください。災害復旧事業ですけども、これが521万4,000円の全て増ということでございます。令和6年3月の風雨による単県斜面の崩壊の復旧事業と、それから令和6年11月の豪雨による農地等の災害復旧事業による増でございます。

その他の経費、行きます。物件費です。物件費は、5,051万7,000円減の12億6,992万9,000円になります。前年度に行ったケーブルテレビ機器更新における委託料、それから地域活性化ポイント導入委託料の減というものでございます。

次に、補助費等です。補助費等の説明ですけども、2億2,128万7,000円増の20億2,982万8,000円になります。内容としては、定額減税補足給付金事業の実施、それから下水道事業の法適化に伴い繰出金からの補助費となったもので、それにより繰出金が減っているというものです。

積立金です。積立金が5,360万1,000円増の1億2,272万2,000円になります。これは増の要因として、ふるさと寄附金の増によるさくら基金積立金が増えたというものでございます。

次に、5ページ目、行きます。基金の状況を説明させてください。基金の状況でございますが、財政調整基金です。これは積立額のとこ見ていただきますと、101万6,141円を積み立てまして、8億2,467万8,110円となります。減債基金です。減債基金の積立額が107万745円を積み立て、決算見込みにより2億を取り崩しまして、6億6,899万4,631円となります。それから、特定目的基金の欄、しゃべります。1億2,063万5,501円を積み立てて、各種事業に4,012万3,348円を繰り入れるために取り崩しました。よって、ここが14億9,724万559円という具合になります。財政調整基金と減債基金、それから特定目的基金の合計残高としては一番右の欄です。29億9,091万3,300円となっています。

その下は基金の運用状況を掲載しております。一般会計の基金残高29億9,091万3,300円のうち、23億9,261万3,300円を定期預金に、それから6億を債券運用という形にしています。特別会計基金については、この欄の基金については全てが定期預金ということ

でございます。

次に、その下の地方債の状況、説明します。一般会計で3億4,920万円発行しており、元金を6億1,721万7,033円償還した令和6年度末でございました。その起債残高としては56億3,681万7,279円になっています。

私のほうからは、6ページ以降は令和2年度から令和6年度までの推移を掲載しておりますので、お読み取りをいただきたいという具合に思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。国民健康保険の決算を説明させていただきたいと思います。議案書の5ページを御覧ください。議案第43号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

続きまして、決算書で説明をさせていただきますので、国民健康保険の決算書のほうを御覧ください。決算書、一番最後、66ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は12億3,339万9,062円、2番、歳出総額は12億849万4,095円、3番、歳入歳出差引き額は2,490万4,967円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は2,490万4,967円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

続きまして、62ページをお願いします。歳出を説明させていただきます。主なものを説明させていただきます。2款保険給付費です。予算現額のところ、9億4,852万4,000円に対しまして、支出済額9億884万416円でした。内訳を説明させていただきますと、1項の療養諸費、1目療養給付費は予算現額が8億960万2,000円に対し、7億7,873万574円を支出しております。国民健康保険の被保険者が医療に要した費用の公費負担分となっております。

2項高額療養費、1目高額療養費は、予算現額1億3,008万3,000円に対しまして、1億2,299万2,532円を支出しております。高額療養費は、一月に支払われた医療費の本人負担額が個人ごとの限度額を超えた場合に、超えた部分を支給するものになります。

63ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金です。こちら予算現額2億5,188万2,000円に対しまして、2億5,187万9,794円を支出しております。こちら

は鳥取県に支払う納付金になります。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で負担をしております。

65ページ、お願いします。歳出合計としまして、予算現額12億6,860万6,000円に対し、支出済額12億849万4,095円となりました。

続きまして、歳入を説明いたします。59ページを御覧ください。1款国民健康保険税は、調定額2億916万5,681円に対し、収入済額は1億7,381万1,092円、不納欠損額は136万4,630円、収入未済額は3,398万9,959円でした。現年の徴収率は97.11%となっております。節ごとの内訳については、御覧いただきますようお願いします。

以下、調定額と収入済額は同様でございますので、調定額は省かせていただきます。

5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。収入済額は9億4,576万6,944円です。内訳は、普通交付金が9億730万7,944円、特別交付金が3,845万9,000円でございます。

60ページをお願いします。8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、収入済額8,899万1,636円です。これは出産育児一時金、事務費、基盤安定、未就学児均等割保険料、財政安定支援事業、産前産後保険料に充てるものになっております。

9款繰越金の収入済額は2,158万5,560円で、前年度の繰越金になります。

61ページを御覧ください。歳入合計としまして、調定額12億6,875万3,651円、収入済額12億3,339万9,062円、不納欠損額136万4,630円、収入未済額3,398万9,959円でした。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、6ページを御覧ください。後期高齢になります。議案第44号、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

申し訳ありませんが、また後期高齢の決算書を御覧ください。決算書の73ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。1番、歳入総額は2億1,368万2,528円、2番、歳出総額は2億937万1,975円、3番、歳入歳出差引き額は431万553円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は431万553円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

71ページをお願いします。歳出から説明させていただきます。1款総務費です。予算現額が

273万9,467円に対し、支出済額232万1,171円でした。1項の総務管理費は保険証の交付などに係る事務費、2項徴収費は保険料を集めるための事務費になります。

2款分担金及び負担金です。予算現額2億312万1,000円に対し、支出済額2億76万1,859円でした。これは徴収した保険料と事務費負担分を後期高齢者医療広域連合に支出するものです。

72ページをお願いします。歳出合計は、予算現額2億1,517万円に対しまして、支出済額は2億937万1,975円でございました。

続きまして、歳入を説明します。69ページをお願いします。1款後期高齢者医療保険料です。調定額1億4,399万3,352円に対しまして、収入済額は1億4,371万6,181円、収入未済額は27万7,171円でした。

4款繰入金は6,092万1,329円を収入しています。事務費繰入れと基盤安定の繰入れ分になります。

6款諸収入、3項雑入は564万8,625円を収入しております。広域連合からの健康診査の委託金の収入になります。

70ページをお願いします。歳入合計は、調定額2億1,395万9,699円、収入済額は2億1,368万2,528円、収入未済額は27万7,171円でした。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。御審議よろしくお願いします。

続きまして、墓苑会計に移ります。また議案書の7ページを御覧ください。議案第45号、令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

申し訳ありません。それでは、また決算書、墓苑会計の決算書をお願いします。78ページをお願いします。一番最後です。1番、歳入総額は157万6,059円、2番、歳出総額は143万3,760円、3番、歳入歳出差引き額は14万2,299円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は14万2,299円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

77ページをお願いします。歳出から説明します。1款総務費です。墓地の管理に要する経費になります。予算現額88万2,000円に対し、支出済額は76万7,160円でした。委託料は、西伯墓苑の除草や清掃などの管理委託になります。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金は、西伯墓苑と円山墓地の返還に対しまして使用料を

返還したものになります。予算現額は73万2,000円に対しまして、66万6,600円を支出しております。

歳出合計は、予算現額196万8,000円に対しまして、支出済額は143万3,760円でございました。

続きまして、歳入です。76ページ、お願いします。1款使用料及び手数料です。調定額が147万9,340円に対しまして、収入済額は142万6,970円でした。収入未済額は5万2,370円でした。こちらは墓地の使用料と墓地の手数料になります。手数料は毎年納付してもらう管理料収入です。使用料は最初に1回納付してもらうものになります。

歳入合計は、調定額162万8,429円、収入済額は157万6,059円、収入未済額は5万2,370円でした。

以上、墓苑事業特別会計の説明を終わります。御審議よろしくお願いします。

続きまして、太陽光発電に移ります。議案書のほう、8ページを御覧ください。議案第46号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、また太陽光の決算書のほうをお願いします。一番最後、83ページをお願いします。実質収支に関する調書です。1番、歳入総額は7,444万9,267円、2番、歳出総額は6,730万301円、3番、歳入歳出差引き額は714万8,966円です。4番、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5番、実質収支額は714万8,966円となります。6番、そのうち基金の繰入額はございません。

82ページをお願いします。歳出から説明します。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費です。鶴田の太陽光発電施設の施設維持に係る経費になります。予算現額は2,573万5,661円に対し、支出済額は2,467万7,143円でした。委託料は警備保守や電気工作物の保守点検になります。工事請負費は停電や電圧低下などの電源トラブルが発生した際に電気を一定期間供給し続ける無停電電源装置というものを本年度は取り付けております。積立金は基金に1,031万2,000円を積み立てました。公課費は消費税及び地方消費税分になります。

2款環境費は、一般会計で行っている自然エネルギー関係への補助金として一般会計へ繰り出したものになります。1,317万6,120円を支出しております。

3款公債費は2,944万7,038円を支出しており、電気事業債の償還のための元金と利息分になります。

歳出合計は、予算現額7, 416万5, 000円に対しまして、支出済額は6, 730万301円でございました。

続きまして、歳入です。81ページをお願いします。3款繰越金は、前年度繰越金として276万6, 289円の収入です。

4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入です。予算現額は7, 138万7, 000円に対しまして、調定額と収入済額ともに7, 167万8, 707円になります。

歳入合計は、調定額と収入済額ともに7, 444万9, 267円でした。

以上、太陽光発電事業特別会計の説明を終わります。御審議よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。水道事業会計の決算について御説明いたします。議案書は9ページになります。議案第47号、令和6年度南部町水道事業会計決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度南部町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、別冊の水道事業会計決算報告書について御説明したいと思います。決算書のフォルダーの中から23番、水道事業会計の決算書を御覧ください。では、1ページ目から順に説明いたします。収益的収入について、1ページ目を御覧ください。第1款水道事業収益は営業収益と営業外収益を合わせて、決算額は2億1, 722万8, 492円です。予算額に比べて684万4, 508円の減となっています。

収益的支出について、2ページ目を御覧ください。第1款水道事業費用は営業費用と営業外費用を合わせて、決算額は1億9, 526万789円です。不用額は1, 989万4, 211円となっています。

資本的収入について、3ページ目を御覧ください。第1款資本的収入は企業債と出資金を合わせて、決算額は4, 185万6, 966円です。予算額に比べて12万3, 966円の増となっています。

資本的支出について、4ページを御覧ください。第1款資本的支出は建設改良費と企業債償還金を合わせて、決算額は1億2, 394万9, 657円です。不用額は143万6, 343円となっています。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8, 209万2, 691円については、当年度損益勘定留保資金をもって補填しております。

令和6年度南部町水道事業会計損益計算書について、5ページ目を御覧ください。この計算書は税抜きの金額で記載しております。1、営業収益です。主に給水収益で、合計は1億7, 26

2万2, 371円です。

2、営業費用です。主に施設維持管理費や減価償却費で、合計は1億7, 240万9, 029円です。

営業利益は21万3, 342円となります。

3、営業外収益です。主に他会計からの補助金です。合計は2, 795万4, 873円です。

4、営業外費用です。主に企業債利息で、合計は1, 070万6, 974円です。

その結果、営業外利益は1, 724万7, 899円となりました。

営業利益と営業外利益を合わせた令和6年度の経常利益は、1, 746万1, 241円です。

特別利益、特別損失はありませんので、当期の利益も同額となっております。

7ページ目をお願いします。7ページ目からは、剰余金の計算書、貸借対照表を記載しておりますので、御覧ください。御確認お願いいたします。

続いて、15ページまでお進みください。水道事業について報告いたします。

概要を順に説明いたします。①老朽施設の更新についてです。令和5年度より西町配水管の布設替えに着手しています。更新が必要な全体計画延長2万6, 397メートルに対し、実施延長は3, 476メートルで、令和6年度末の進捗率は13. 2%となっております。

②給水状況についてです。令和6年度末の給水人口は1万2人で、前年度比1. 8%減少となっております。有収水量は1. 1%の減少です。

③経営についてです。収入面では、給水収益が1億6, 518万9, 000円で、前年比では13. 5%の増となりました。これは令和5年度に基本料金の減免を実施したものによるものとの比較になりますので、そのような増加率となっております。また、水道加入金はアパート新築1件分を含み、132万4, 000円の収入となっております。

支出面では、動力費が電力料金の高騰により前年比14. 7%の増となっています。修繕費は件数が減少したため、前年比14. 2%の減少となっております。

主要な支出項目であります動力費及び減価償却費は増加しておりますが、修繕費と企業債の利息が減少したため、当年度の純利益は1, 746万1, 000円の黒字となっております。今後も経費削減と事業の効率化を徹底し、料金収入や施設更新、維持管理費を中長期的に見据えながら財政の健全化を図ってまいります。

続いて、18ページ、お願いします。修繕実績、統計についてを18ページに記載しております。

19ページから21ページまで給水人口、有収率、事業収支についての令和5年度との比較を

掲載しておりますので、御覧いただけたらというふうに思います。

22ページまでお進みください。22ページは、企業債の概要になります。上水道事業の年度末の企業債残高は、5億742万7,706円です。簡易水道事業のほうは1億704万6,257円で、合計6億1,447万3,963円となっています。

明細は29ページから30ページにまとめてありますので、こちらも後ほど御覧いただけたらと思います。

23ページ、お願いします。キャッシュ・フローの計算書です。資金の期末残高は、3月末時点4,992万2,331円です。

なお、24ページ以降にまた明細書をつけておりますので、御確認いただきたいと思います。

また、毎年度御用意しております第3条の経常収支と第4条の資本的収支の推移計算表につきましては、予算決算常任委員会で改めて御説明を申し上げたいと思います。

以上でございます。どうぞ御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。私からは、議案第48号の病院事業会計及び第49号の在宅生活支援事業会計の決算について御説明をさせていただきます。

最初に、議案書の10ページをお願いします。議案第48号、令和6年度南部町病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度南部町病院事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、別冊で用意しております決算報告書のほうをお願いしたいと思います。それでは、決算報告書の1ページをお願いいたします。最初に、収益的収入及び支出であります。収入につきましては、第1款病院事業収益、決算額24億3,146万1,213円となり、予算に比べまして1億1,831万787円の減となりました。内訳といたしましては、第1項医業収益16億9,136万2,419円、第2項医業外収益6億4,795万6,613円、第3項介護医療院事業収益9,214万2,181円でありました。

支出でありますけども、第1款病院事業費用につきましては、決算額24億4,870万3,904円となり、予算に対しまして不用額が2,589万1,096円でありました。支出の内訳でありますけども、第1項医業費用につきましては23億1,337万4,973円、第2項医業外費用につきましては5,382万6,020円、第3項介護医療院事業費用につきましては8,150万2,911円でありました。

次に、2ページをお願いいたします。2ページにつきましては、資本的収入及び支出についてあります。収入につきまして、第1款資本的収入の決算額は4億2,644万7,254円。支出につきましては、第1款資本的支出2億9,608万1,673円がありました。

収入につきましては、医療機器の整備に対しまして国県の補助金及び企業債により財源措置を行いました。また、12月議会でお認めいただきましたとおり、一時借入金で対応を予定していた3億円の資金につきまして、資金調達につきまして経営の安定化及び資金繰りの円滑化を図る観点から長期借入金として調達を行ったところあります。

また、支出のうち建設改良費につきましては、上部消化管汎用のビデオスコープの購入でありますとか、多項目自動血球分析装置などの診療機能の維持向上を図るための医療機器の整備等を行ったものであります。

次に、3ページをお願いしたいと思います。病院事業会計の損益計算書であります。最初に、入院及び外来診療に係ります医業収益につきましては16億8,134万1,733円であり、これに対します給与費、あるいは診療材料費等の医業費用につきましては、22億5,857万4,314円となりました。差引き、医業利益につきましては5億7,723万2,581円の赤字となりました。

次に、令和6年度に開設を行いました介護医療院の収益についてでございます。3番の介護医療院に係ります事業収益につきましては9,194万8,064円となり、これに対します給与、材料費等の事業費用につきましては7,980万5,998円となり、結果としまして介護医療院に関する介護利益につきましては1,214万2,066円の黒字となりました。

そのほか、5番のほうに行きますけども、町からの繰出金、あるいは健診とか人間ドックに係ります医業外収益につきましては6億4,672万5,611円、企業債に係ります利息等、医業外費用につきましては1億97万8,727円となり、医業外収益、それから介護医療院の収益を全て加味したところで、経常利益につきましては1,934万3,631円の赤字となったところでございます。

特別利益、特別損失はございませんので、4ページのほうにありますように当該年度の純利益については1,934万3,631円の赤字ということになりました。

5ページ以降に剰余金の計算書、それからキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

資料のほう飛びまして、11ページをお願いしたいと思います。11ページ以降に病院事業の事業報告書を添付しております。ポイントについて説明をさせていただきたいと思います。先ほ

ど御報告させていただきましたとおり、令和6年度の経常利益につきましては1,934万3,631円の赤字となりましたが、昨年度よりは赤字幅を4,600万円余り減少させることができました。

令和6年度は介護医療院を開設するという病院にとっても大きな転換点となりました。介護医療院の開設に伴い、ベッド数につきましては4床削減することとなりましたけども、介護医療院入所者を含めた入院患者数は前年度より2,273人増加の5万7,150人となりました。

また、外来患者数は整形外科の診療日数の減ということもあり、患者数の減の影響もございましたけども、精神科受診者の増加といったようなこともありまして前年度よりは856人減となりましたが、4万5,877人の外来患者数となったところでございます。

こうした状況も受けまして、介護医療院を含めた医業収益は前年度より7,329万6,000円増の17億7,329万円となったところであります。

しかしながら、医業費用につきましては人事院勧告を踏まえた給与費の増や光熱水費、燃料費の高騰の影響を受けまして、前年度より8,835万円増の23億3,838万円となったところでございます。

残念ながら2年連続の赤字決算となってしまいました。令和7年度も既に3.62%の給与引上げという人事院勧告もなされておりますし、物価の高騰も続いておるところでございまして、病院経営は非常に厳しい局面を迎えております。他院との連携により集患力の強化に努めますとともに、院内体制を整え、新たな施設基準の取得や各種加算の算定率の向上を通じた収益確保を目指してまいりたいと考えております。また、経営強化プランの評価分析を通じて西伯病院が果たすべき役割を担っていけるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、議案第49号の決算認定の説明を行いたいと思います。議案書のほうは11ページになります。議案第49号、令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、詳細につきましては、別冊の在宅生活支援事業会計決算報告書を御覧いただきたいと思います。では、1ページをお願いします。1ページの収益的収入及び支出であります。収入につきましては、第1款在宅生活支援事業収益、決算額は4,345万1,635円となり、予算に比べまして377万5,365円の減となりました。

支出につきましては、第1款在宅生活支援事業費用、決算額3,582万6,122円となり、

予算に対しましては 1, 140 万 878 円の不用額が出たところでございます。

次に、2 ページのほうを御覧いただきたいと思います。損益計算書でございます。

居宅介護収益及び訪問看護療養収益でございます訪問看護収益につきましては、4, 342 万 5, 938 円となりました。これに対します給与費、材料費につきましては、訪問看護費用として 3, 537 万 5, 217 円となり、差引き、訪問看護利益については 805 万 721 円の黒字となったところでございます。

そのほか、その他収益及びその他費用を加味しました当期の経常利益につきましては、762 万 5, 513 円の黒字ということになりました。純利益も同額でございます。

次に、3 ページ以降に同じく剰余金計算書及びキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

飛びまして、8 ページをお願いいたします。在宅生活支援事業の報告書でございます。ポイントについて触れさせていただきたいと思います。

先ほど御報告させていただきましたとおり、令和 6 年度における経常利益は 762 万 5, 513 円の黒字となりました。主な要因は、居宅介護利用者の増による訪問看護収益が昨年に比べ 116 万 4, 000 円増加したこと及び職員配置の見直しによりまして訪問看護費用が 749 万 4, 000 円減額となったことでございます。

訪問看護をめぐる状況としましては、認知症患者への訪問が増加するとともに精神科患者の地域移行や在宅復帰が推進される状況から、医療ニーズの高い在宅療養者が増加する現状がございます。訪問看護サービスの提供体制の充実が求められてるところでありますので、引き続き体制の維持強化を図りながら町民の皆様の期待に沿えるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。続いて、下水道事業の会計決算について御説明いたします。議案書は 12 ページです。議案第 50 号、令和 6 年度南部町下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度南部町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、別冊の下水道事業会計決算報告書で説明したいと思います。フォルダーの中の 26 番、下水道事業決算書のほう、お願いします。では、1 ページから順に説明いたします。収益的

収入について、1ページ目です。第1款下水道事業収益は営業収益と営業外収益、特別利益を合わせて、決算額は3億9,483万2,079円です。予算額に比べて2,163万1,921円の減となっています。

収益的支出について、2ページ目を御覧ください。第1款下水道事業費用は営業費用と営業外費用、特別損失を合わせて、決算額は3億9,468万7,457円です。不用額は3,441万6,543円です。

資本的収入について、3ページ目を御覧ください。第1款資本的収入は企業債と出資金、負担金を合わせて、決算額は1億6,065万4,000円です。予算額に比べて352万円の減となっています。

資本的支出について、4ページ目を御覧ください。第1款資本的支出は建設改良費と企業債償還金を合わせて、決算額は2億2,871万8,088円です。不用額は384万6,912円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,806万4,088円については、当年度損益勘定留保資金をもって補填しております。

損益計算書について、5ページ目を御覧ください。この計算書は税抜きの金額で作成しております。1、営業収益は、主に使用料収入で1億4,943万3,078円です。

2、営業費用は、主に施設維持管理費や減価償却費で3億4,330万4,752円です。

営業利益はマイナス1億9,387万1,674円です。

営業外収益は、主に他会計からの補助金で2億2,977万1,866円です。

営業外費用は、主に企業債利息で2,459万8,192円になります。

その結果、営業外利益は2億517万3,674円となりました。

営業利益と営業外利益を合わせた令和6年度の経常利益は、1,130万2,000円です。

5、特別利益は62万4,993円、6、特別損失は914万9,077円で、差引きマイナス852万4,084円です。

当期の利益は277万7,916円となっております。

続いて、7ページ目お願いします。そこからは財務諸表について載せております。剰余金の計算書、貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただけたらというふうに思います。

13ページ目までお進みください。事業内容のポイントについて御説明いたします。

①公共下水道事業。業務の状況につきましては、処理区域内人口が3,108人、水栓化人口が2,880人です。水栓化率は92.7%となっております。

建設改良事業につきましては、東西町浄化センターの改築設計業務を実施しております。

経営状況につきましては、収益的会計で収入1億2,762万3,000円、支出1億2,652万1,000円で、差引き110万2,000円の純利益となっております。資本的会計では収入6,604万3,000円、支出9,248万円となり、不足する2,643万7,000円につきましては損益勘定留保資金をもって補填しております。

②農業集落排水事業です。業務の状況につきましては、処理区域内人口が4,611人、水栓化人口が4,335人で、水栓化率は94%となっております。

建設改良事業については、該当はありませんでした。

経営状況につきましては、収益的会計が収入1億9,601万円、支出1億9,509万2,000円で、差引き91万8,000円の純利益となっております。資本的会計では収入8,077万3,000円、支出1億1,610万3,000円となり、不足する3,533万円につきましては損益勘定留保資金をもって補填しております。

③小規模集合排水処理事業になります。業務の状況としては、町営の城山住宅と馬場住宅に設置しております合併浄化槽が対象となります。処理区域内人口は61人です。水栓化率は100%となっております。

建設改良事業については、該当はありません。

経営状況につきましては、収益的会計が収入378万7,000円、支出363万円で、差引き15万7,000円の純利益となっています。資本的会計では収入105万9,000円、支出184万円となり、不足する78万1,000円につきまして損益勘定留保資金をもって補填しております。

④浄化槽事業です。業務の状況につきまして、処理区域内人口が2,245人、水栓化人口が1,626人で、水栓化率は72.4%となっております。

建設改良事業におきましては、合併処理浄化槽（5人槽）を4基整備いたしました。

経営状況につきましては、収益的会計で収入5,240万9,000円、支出5,180万9,000円で、差引き60万円の純利益となっております。資本的会計では収入1,277万9,000円、支出1,829万5,000円となり、不足する551万6,000円につきまして損益勘定留保資金をもって補填しております。

⑤全体としましては、今後は人口減少による使用料収入の減少や施設老朽化に伴う改修増加が見込まれていきます。効率的な施設維持管理、ストックマネジメント、経営戦略を進め、計画的かつ効率的な事業運営に努めてまいりたいと思います。

経営指標に関する事項が15ページにありますので、御覧ください。令和6年度の経営成績に

つきまして、料金水準での経費回収率が 56.9% という数字になっております。汚水処理に必要な費用を下水道料金だけでは賄えず経営の一部を他会計からの繰入金に依存している状況でございます。今後も必要な料金収入の確保に加え、更新投資や施設の統廃合も含め、経営の在り方を検討していく必要を感じております。

企業債の概要です。19ページを御覧ください。下水道事業の年度末残高は 18 億 4,902 万 2,073 円です。

21ページ目にお進みください。キャッシュ・フローの計算書を載せております。資金期末残高は、3月末で 6,001 万 4,026 円です。

22ページから 35 ページ目は明細書になりますので、御覧いただけたらと思います。

また、第3条の経常収支と第4条の資本的収支の内訳につきましては、予算決算常任委員会にて御説明いたします。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 令和6年度一般会計、特別会計及び事業会計について、決算審査の意見書が提出されていますので、審査の結果について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂口正治君。

○監査委員（坂口 正治君） 代表監査委員の坂口でございます。令和6年度南部町一般会計、特別会計及び企業会計の審査報告を行います。フォルダー 04 の決算審査、こちらを御覧ください。その中に決算審査講評というファイルがございますので、こちらを御覧いただきながら報告をお聞きいただければと思います。

令和6年度決算審査意見書。

第1、審査の概要です。

1、審査の期間及び場所について。（1）期間、令和7年7月14日から8月8日まで。（2）場所、南部町役場法勝寺庁舎監査委員室及び第2委員会室にて米澤監査委員と御一緒に監査をさせていただきました。

2、審査の対象は、記載のとおりでございます。

3、審査の方法。令和6年度南部町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び証書類、令和6年度南部町公営企業会計の決算書及び証書類、令和6年度財政健全化法に定める健全化判断比率及び基礎書類の審査に当たっては、①から⑤等の諸点について関係諸帳簿及び証拠書類の照合精査をするとともに、それぞれの事業において適切な事業運営と予算執行がなされているかを慎重に審査いたしました。

4、審査のため説明を求めた部局、機関は、記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。第2、審査の結果について御報告いたします。

1、審査計数の状況。

町長より提出された決算書に基づき、歳入歳出、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを認めました。

第3、一般会計、特別会計でございます。1、一般会計、特別会計の概要。こちらは執行部より説明されますので、省略いたします。

3ページを御覧ください。2、一般会計、特別会計の審査意見について御報告いたします。

①令和4年2月に策定された南部町DX推進基本計画の基本理念である「持続可能で住みよい町の暮らしをデジタルで実現！！」に向けて、デジタル技術に取り組まれているところです。令和6年度では、高校等通学定期券助成事業において電子申請での受付が全体の約90%となり、利用率が向上するなど取組の成果が確認できました。南部町DX推進基本計画は、将来への展望に立ったまちづくりの目指す姿と方向性を定める第2次総合計画に基づくもので、対象期間を令和4年3月から令和8年3月までとしています。令和7年度はこの期間の最終年度となるため、取組の成果を検証するとともに、町民がデジタル社会の恩恵を公平に享受できる暮らしの実現に向けてさらに取り組んでいただきたいと思います。

②人口減少社会において、公共施設等は長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化など計画的にを行い、財政負担の軽減を図り、公共施設等を適切に配置し、持続性を確保する必要があるとされています。令和4年3月に改定されました南部町公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、令和7年3月に南部町個別施設計画が改定されました。この個別施設計画は、個別に長寿命化計画を策定する施設等を除きました198施設を対象施設とし、施設更新等の方向性では継続（改修・更新）170施設、譲渡9施設、譲渡または廃止1施設、転用1施設、転用または廃止5施設、廃止6施設、集約化6施設とされています。譲渡、転用、廃止、集約化の28施設について、利用者等をはじめ関係者への説明を適切な時期に丁寧に行い、理解を得ながら取組を進めていただきたいと思います。

第4、財政健全化判断比率でございます。町長より提出された基礎資料等に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について審査いたしました。

1、健全化指標の概要については、執行部より説明がされますので、省略いたします。

4ページを御覧ください。2、健全化指標の審査意見について御報告いたします。

それぞれの指標について、早期健全化基準内であることを確認しました。単年度実質公債費比率は年次的に低下し、公営企業債等の他会計に対する将来負担見込額も減少しています。今後も公営企業等の事業経営の安定化を図りつつ、財源確保や事業の効率化、経費節減など、計画的な財政運営を図り、公営企業会計等に対する一般会計からの繰出金に対しては注意を払って取り組んでいただきたいと思います。

第5、企業会計でございます。

1、水道事業会計。（1）水道事業会計の概要は省略いたします。

（2）水道事業会計の審査意見について御報告いたします。令和6年度は民間施設の開設に伴う料金収入、加入金等の増により、前年度に続き黒字決算となりました。また、更新計画に基づく老朽管更新事業は着実に実施され、老朽破損による修繕工事が減少するなど、効果が継続されています。引き続き適正管理の下、水道水の安定供給に努めていただきたいと思います。

5ページを御覧ください。2、下水道事業会計でございます。（1）下水道事業会計の概要は省略させていただきます。

（2）下水道事業会計の審査意見について御報告いたします。①令和6年度は地方公営企業会計に移行した初年度でしたが、特別会計から引き続きの町繰入金により黒字決算となりました。施設建設による企業債償還金の返済をはじめ、料金収入をもって収支が整わない会計となっていることから、繰入金による会計支援を継続していただきたいと思います。

3、病院事業会計。（1）病院事業会計の概要は省略いたします。

（2）病院事業会計の審査意見について御報告いたします。①令和6年度は整形外科医師の減による外来・入院患者の減少、人事院勧告による給与費の増加、物価高騰等による各種費用の増加がありましたが、経営強化プランに沿った薬剤S P D方式による薬価交渉など、経費の削減に継続して取り組まれた結果、赤字決算となったものの、前年度からの改善を確認いたしました。人口減少や高齢化社会にあって西伯病院の果たすべき役割への期待は大きいものがあります。地域密着型多機能病院として行政と連携して一体となった病院経営に引き続き努力していただきたいと思います。

6ページを御覧ください。4、在宅生活支援事業会計でございます。（1）在宅生活支援事業会計の概要は省略いたします。

（2）在宅生活支援事業会計の審査意見について御報告いたします。

①令和6年度は居宅介護の患者延べ人数が増加したこと、職員体制の見直しなどにより黒字決算となられました。今後も在宅医療の地域需要は大きいものがあります。利用者のニーズもまた

高いことから、体制機能の強化等に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

令和6年度南部町一般会計、特別会計及び企業会計の審査報告は以上でございます。

○議長（景山 浩君） これで監査報告を終わります。

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

また、明日5日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

午後4時39分延会
